資料1-2

議題１　用地取得を進めるに当たり発生する残地への対応について（岡崎市提出）

市名	回答	
	（６）残地取得を要求された事例とその後取得の有無	（７）（取得した場合） 事例の内容と取得した理由
名古屋市	要求があり取得した	残地取得の要求に対しては、本市残地事務取扱要綱第4条第1号から第3号のいずれにも該当し、かつ、第4号から第7号のいずれかに該当している場合に取得することがあります。
豊橋市	要求があったが取得しなかった	
岡崎市	要求があったが取得しなかった	要求への対応でなく、事業として整理したケースを記入します。 新設される道路が高架構造となり、残地の利用形態が著しく制限されるため、残地が以下の３条件を満たす場合は、中央用地対策連絡協議会が定める「公共用地の取得に伴う損失補償基準」第54条の２第1項を適用して市が取得することとした事業がありました。 ①地権者が残地処分を希望されていること。 ②高架の脇の土地であり、高架道路脇側道が設置されていないこと。 ③残地面積／買収前の面積の割合が50％未満であり、且つ不整形で130㎡以下であること。
一宮市	要求があったが取得しなかった	－
瀬戸市	要求があり取得した	瀬戸市では残地買取の申出があった場合、損失補償基準第54条の2第1項に基づき取得の可否を検討している。取得した残地は代替地としての売却や、隣接土地所有者へ売却を進めているが、売れない場合には普通財産として長期所有している土地も多数存在している。
半田市	要求があったが取得しなかった	
春日井市	要求があったが取得しなかった	
豊川市	要求があったが取得しなかった	
津島市	要求はない	
碧南市	要求はない	
刈谷市	要求があったが取得しなかった	
豊田市	要求があり取得した	名鉄高架事業に伴い側道を設置する必要があり、沿線の一団の連続した宅地の用地取得を実施したところ、残地面積が100㎡を下回る用地が発生するなど、地権者の生活再建上支障となると判断したため。
安城市	「残地取得のための事業計画要領（平成29年2月21日施行）」の適用条件に該当する狭小残地のみ、事業計画を軽微に変更させ取得している 非該当の残地は取得を要求されても対応していない	「残地取得のための事業計画要領（平成29年2月21日施行）」の適用条件に該当する狭小残地のみ、事業計画を軽微に変更し取得した 事例①　歩道のたまり場、車両転回場として整備 事例②　パイプラインの管理用道路、耕作者の農業用道路として整備 事例③　道路の表面排水のための地下貯留槽を設置
西尾市	要求があり取得した	都市計画道路の用地として市街化調整区域の農地を取得するに当たり、地権者は単独では耕作が不可能である残地となることを理由として、残地の処分を道路用地の売買の条件とされた。 初めに、隣接所有者に取得の意思を確認したが、希望をされなかったため、道路としての有効利用を検討したところ、対象箇所は角地であり、歩道として取り込むことで利活用が可能であることから、市により取得することとした。 ただし、用地の取得については、同路線における他の買収地権者との公平性の観点から、売買ではなく寄附が適切であると判断し、地権者にその旨を提案したところ了承されたため、用地の取得に至った。
蒲郡市	要求があり取得した	道路新設事業において、市街化区域の宅地の中央を大きく分断したことにより、非常に不整形で狭小な土地が残り、従前に利用していた目的に供することが著しく困難になってしまった。隣接者に購入意思がなく、所有者から残地の取得を請求されたため、公共用地の取得に伴う損失補償基準第54条の2に基づき、取得した。
犬山市	要求があったが取得しなかった	
常滑市	要求があり取得した	新設市道及び都市計画道路整備にあたり、用地交渉が難航し全筆買収でなければ応じてもらえなかったため、残地取得した。
江南市	要求があり取得した	残地の面積が極小であり、残地を加えた形に道路線形を変更しても問題なかったため、一部取得した。
小牧市	要求があり取得した	・対象地の大部分に道路が計画され、一部に小規模な民有地が残った。土地所有者からの申し出により残地買収に係る方針決裁を仰ぎ、残地を買収し緑地とした。
稲沢市	要求があったが取得しなかった	
新城市	要求があったが取得しなかった	

議題１　用地取得を進めるに当たり発生する残地への対応について（岡崎市提出）

市名	回答	
	（６）残地取得を要求された事例とその後取得の有無	（７）（取得した場合） 事例の内容と取得した理由
東　海　市	要求があり取得した	事例：街路整備事業で残地が生じた場合に取得。 理由：公共用地の損失補償基準、残地買収の取扱方針と照らし合わせ取得したもの。
大　府　市	要求はない	―
知　多　市	要求があったが取得しなかった	
知　立　市	要求があり取得した	・北側を道路、南側を水路という公共用地で囲まれた土地となり、残地を土地利用することが極めて難しいことが想定されたため、残地を買収した。
尾 張 旭 市	要求があり取得した	必要用地は一部であったが、道路整備により住環境が損なわれることから、移転を希望したため残地を含め、全筆取得した。
高　浜　市	要求があり取得した	相手方土地（交差点角地）161.48㎡のうち、77.78㎡を収用。残地面積83.70㎡と狭小であり、かつ不正形（三角形）となった。 収用に応じる条件が「市で残地の買い取りを行うこと」として提示されたため、取得した。
岩　倉　市	要求があったが取得しなかった	
豊　明　市	要求はない	
日　進　市	要求があったが取得しなかった	
田　原　市	要求があったが取得しなかった	―
愛　西　市	要求があったが取得しなかった	
清　須　市	要求があったが取得しなかった	
北名古屋市	要求があり取得した	道路拡幅の事業の際、狭小住宅（約50㎡）があり、残地（約20㎡）で機能回復できないため構外移転工法と認定した。地権者に資金的余裕がなく、残地の売買資金がなければ生活再建できない状況であった。隣地への斡旋、不動産業者への照会したが、面積が小さく断られた。市長決裁により残地買収を行った。 基本的に残地買収は行っておらず、残地の買取り希望があった場合は隣地への斡旋、不動産業者への照会を行っている。
弥　富　市	要求があったが取得しなかった	
み よ し 市	要求があったが取得しなかった	
あ　ま　市	要求があり取得した	駐輪場の整備 理由：駅前広場及び都市計画道路整備事業において、自転車での利便性向上を図るため、残地部分での駐輪場新設整備を行った。
長 久 手 市	要求があり取得した	既存の市道への歩道整備計画に伴い買収が必要となった土地の一筆がアパートを経営しており、用地買収後の残地ではアパートの再築は不可能だったため、土地所有者から残地を含めた全筆の買取を要求されました。歩道整備計画において欠かせない土地だったため、残地部分をポケットパークとして整備する計画とし、全筆取得しました。